

2017年10月2日

文部科学省初等中等教育局  
局長 高橋 道和 様

全国過労死を考える家族の会  
代表 世話人 寺西 笑子  
公務災害担当 工藤 祥子  
前公務災害担当 中野 淑子

### 「学校における働き方改革に係る緊急提言」について

下記の通り要望致します

#### 記

- 1、「勤務時間」を意識した働き方を進める為、教職員の勤務時間を正確かつ確実に把握、分析し、実効性のあるものに改善すると共に、開示をしてください
- 2、全ての教育関係者が、学校・教職員の業務改善に確実に取り組むよう学校現場における「周知義務」を遵守させてください
- 3、「国として持続可能な勤務環境整備の為の支援の充実」が確実に遂行されているか、常に把握して改善する体制を構築すると共に、更なる具体的な対策を進めてください

はじめに

私たちは学校での過重な勤務により、教師であった大切な人を過労死・過労自殺(以下、救命されたものも含めて過労死等といいます)によって失った遺族です。

緊急提言は、教師の働き方の改善においてしっかり明文化し、表明されたものとして評価し、実現への期待をしているところでございます。

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」には、「人の生命はかけがえのないものであり、どのような社会であっても、過労死等は、本来あってはならない。過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的」とする「働く人の立場・視点」に立った「働き方改革」が推奨されています。

「教師の働き方改革」の流れが、過労死防止の「大綱」に沿ったものになっている事を感じております。

私たちは、文科省が現在に至るまで出された、さまざまな教師の働き方の改善に対する対策が、功を奏し、いずれは教育職場が過労死ゼロとなる事を心より願っております。

「教員が健康でいきいきとやりがいを持って勤務でき、教育の質を高められる環境を構築し、現場におけるすべての教員が改善されたことを確実に実感できるような改革を求めて、ここに要望書を提出致します。

1、「勤務時間」を意識した働き方を進める為、教職員の勤務時間を正確かつ確実に把握、分析し、実効性のあるものに改善すると共に開示をしてください

教員の仕事の特性として、給特法により、労務管理意識が管理者、現場の教員ともに薄いため、校務支援システム構築の必要性が現場で重視されないおそれがあります。そのため、校務支援システム構築を確実にし、かつ適正に把握されていることについて、日常的にチェックする体制を確立することも不可欠です。

また、教員は学内で処理できなかった校務を自宅に持ち帰って作業することを余儀なくされていることは、文部科学省が実施した「教員勤務実態調査」等により明らかです。持ち帰り残業、更には休憩時間が取得できなかった時間も含めて勤務時間を把握することが必要です。

校務支援システムによるタイムカード、IC カードの記録は、全ての地方自治体で多忙な教師が記録しやすく使いやすいものとし、またシステム自体に各自治体ごとで差異が

無いよう、国が全体的なチェックを日常的に行い改善する体制の確立が必要です。

「教職員の長時間勤務の看過できない実態の改善」に向けて、「今できることは直ちに  
行う」という事で緊急提言の中に対策が挙げられていますが、それを実行する上で基本  
となる「教職員の長時間勤務の実態」について分析し、結果を公開し、更に改善を進め  
るべく共同の取り組みを進めるよう要望いたします。

## 2、全ての教育関係者が、学校・教職員の業務改善に確実に取り組むよう「周知義務」 を遵守させてください

文科省、厚労省から多く出されている「業務改善に係る取組」に関する、法令や通知、  
およびガイドラインなどを、教育委員会、校長などの管理者が「十分な周知を図る」ことが、  
学校現場における業務適正化、改善、実行の前提とされています。

「法に基づく労働安全衛生管理体制の未整備は、法令違反」と明記されておりますこ  
とから、責任の所在が教育委員会、校長などの管理者にある事をしっかりと確認し、不  
幸にも過労死等が起こった場合にはその責任の所在を明らかにして下さい。

そして法令上の「周知義務」の遵守の事実を、すべての学校現場において確認するこ  
とにより、法令違反の是正、周知義務の遵守を周知・指導して下さい。

## 3、「国として持続可能な勤務環境整備の為の支援の充実」が確実に遂行されているか、 常に把握して改善する体制を構築すると共に、更なる具体的な対策を進めてください

### 勤務時間意識を失わせている給特法の問題点

現在、学校現場は教職員のサービス残業(賃金不払残業)によって支えられていると  
言っても過言ではありません。

給特法に基づく教職員の勤務時間や給与は、労基法から逸脱した非常識なものとな  
っています。

その結果、教育委員会や校長ら管理者、更には教師自身にとっても勤務時間意識  
が失われ、過労死等を生じる法制度となっています。

長時間勤務の是正という点においても給特法の改正は不可欠です。

### 新任教員に対する支援

新任教員にとって教育の仕事は生徒と向かい合い、その信頼関係を創り上げ、それ  
に基づき教育指導を行う「感情労働」で、強いストレスを生じやすい勤務です。

教育に強い思いをもって教師となったにも拘らず、部活動、業務過多、初任者研修な

どで時間外勤務も大変多く、また生徒や保護者とのトラブルや、教育指導の困難さの壁にぶつかるなかでの心理的負荷で精神障害を発病し自殺に至る事件も少なくありません。同僚・先輩教員が余裕をもって新任教員に対する支援が出来るような職場環境にするため、人的整備をして下さい。

#### 学校の質の向上と安定的な運営が出来る環境を

教師の多岐にわたる業務の改善として、専科教員の増員、部活動外部指導員、スクール・スタッフ・アシスタント等の増員は、効果的になるものと期待しております。

さらに求めるならば、教育現場での質の安定が定着されるよう、正規教員、正規事務職員の定数増、少人数学級の実現などを行う事により、持続的な指導が維持されると同時に余裕を持った教育が出来るようにして下さい。また大規模校を中心とした支援員の配置を、一人で多くの校務分掌を抱える中小規模校にも広げていく事を願っています。

なお、「教員 1 人当たりの担当授業時数の軽減」に向けて小・中学校とも、それぞれの担当教員の充実が明記されていますが、これこそ過労死防止の根本と考えます。十分余裕を持った人数の配置をお願いします。

また、校長や副校長などの事務業務削減に有効な主幹教諭や事務職員の増員にあたり、その教職員が職務に専念できるように他の校務分掌などを削減し、余裕をもって学校運営体制の強化が出来るようにして下さい。

学校において行われている調査などについて、得られた結果を学校運営、教師の業務改善に活かすべく、きちんと分析し公開するように要望致します。

#### 学校における「部活動」の抜本的な見直しを

緊急提言では、「教員が健康でやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築する事が必要」とされ、「教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況」であり、「教育の質の確保・向上や社会活動を通じた自己研鑽の充実」からも「学校の働き方改革」を早急に進める必要がある」としています。

しかしながら、長時間勤務の最たる原因である「部活動」についての現状と改善すべき具体案が何も示されていません。

「部活動」は教育課程外の活動と位置づけられているにも関わらず、学校長のお願いにより「強制的」に、教師が体験したことがない種目の顧問を命じられるなどの現状があり、全員顧問制を採用している学校の割合が、なんと2016年度には87, 5%と高い割合で従事しています。その為に、教員は朝練、放課後練習など平日でも部活動によって数時間もの時間外労働を余儀なくされている上、練習、試合や遠征などで、週休日である

土曜日、日曜日も児童生徒を公共交通機関などで引率、指導したり、指導方法や勝敗に対する保護者からのクレーム対応、事故対応などに起因する精神的負担は相当なものです。そして本来休息すべき時間が、出勤から帰宅まで1日中勤務するという肉体的負担を増長されている事は、教員が休みなく働かなくてはならないとされている事と同じであり、休みの無い教育活動は過労死と隣り合わせになっております。

また部活動は本来は、教員に命ずることが出来ない勤務外に主に行われており、不幸にも過労死等が起こった場合、「自主的な活動」として、その教員が行っていた部活動さえも「公務」として認められないという、教師の「健康でやりがいのある」活動をまさに否定するものであります。

この様な状態で当然のことながら、「部活動が負担」と考える教師は2016年連合総研の調査によると、中学校で74.5%、高校では75%と大変高い水準になっております。その為、「自己研鑽」の時間も当然無くなり、本来の仕事である「授業の質の向上」のための時間を十分確保することは困難になっています。そのことは、児童生徒にとっても好ましいことではありません。部活動により長時間労働が起こっている事は、文科省の調査でも明らかであり、心身共に疲労する最大の原因である部活動の抜本的見直しは、労働時間管理と並ぶ必要不可欠な「働き方改革」であると言えます。

緊急提言では「部活動指導員の配置促進に向けた体制の構築」を上げておりますので、是非現場で実際に部活動を指導している教員の声を直に聞いて頂き、部活動の実態を十分理解したうえで、国が部活動によって本来の教育活動が損なわれることのない様、教師が健康にやりがいを持って働けますようなしかなるべき体制を構築する事が早急に必要です。

「教育に関わる全員」がそれぞれの立場で見直す必要があると考えます。

#### 在職死亡、長期休職者の原因調査を

文科省の「学校教員統計調査」によれば、小・中・高校の教員の在職死亡による退職者は毎年500名以上となっています。

これに対し、脳・心臓疾患につき近年地公災に公務認定請求がなされた事案のうち公務上と認められた事案は、地公災基金の資料によれば以下のとおりです。

	請求件数	認定件数
平成26年度	13件	8件
平成27年度	9件	16件

(認定件数のうちには過年度に請求がなされた分も含まれる。)

請求件数は在職死亡の死因には多種あることを考慮しても1桁台と少数であり、これに対しその多くが公務上と認定されています。このことは公務上と認定され救済されるべき事案の多くが請求されないままとなっていること、並びに教師は「過労死ライン」を超え

た勤務が日常化しており、高い割合で認定されていることを明らかにしています。

在職死亡や長期休業者につき、教育委員会や所属長(校長)が管理者として責任をもって勤務時間等の調査をし、遺族らが公務認定請求を行い易い助力を行うことは、遺族らの救済とともに過労死等を生じた原因の是正改善を行うためにも大切です。

在職死亡並びに長期休業の原因究明のための一斉調査が教育委員会等で取り組まれることを検討されますようお願い致します。